

○総務省告示第二百二十七号

基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第二条第十五号（1）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百八十四号（中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件）の一部を改正する告示を次のとおり定め、令和六年七月二十二日から施行する。

令和六年七月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔一 略〕</p> <p>二七、〇〇〇ボルトを超える電気を通ずる電線路を空中線として使用する基幹放送局</p> <p>地 域 電界強度（ミリボルト／メートル）</p> <p>〔略〕</p> <p>関西電力株式会社新北陸幹線の直下</p> <p>二〇以上</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>地 域 電界強度（ミリボルト／メートル）</p> <p>〔同上〕</p> <p>電源開発株式会社佐久間東幹線の直下 三〇以上</p> <p>電源開発株式会社佐久間東幹線に対し地表面上にお 当該地域に係る第一項の電界強度に同じ。</p> <p>ける直角の方向</p> <p>電源開発株式会社佐久間西幹線の直下 三〇以上</p> <p>電源開発株式会社佐久間西幹線に対し地表面上にお 当該地域に係る第一項の電界強度に同じ。</p> <p>ける直角の方向</p> <p>関西電力株式会社新北陸幹線の直下</p> <p>二〇以上</p> <p>〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	